		③　歯当たり及びかみ合いの状態を調べる。	③　正常であること。
	⑼　ギヤケース及びカバー（機械式のものに限る。）	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
1.4.2 制動装置	⑴　走行ブレーキ	走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、車両系建設機械構造規格第５条第２項の規定に適合すること。
	⑵　ブレーキバンド及びライニング	①　バンドの亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　ライニングの摩耗量を調べる。	②　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　ブレーキを開放したときのライニングとドラムとの隙間を調べる。	③　隙間が過大又は過小でないこと。
		④　ライニングの当たり面の油脂の付着等の汚れの有無を調べる。	④　汚れがないこと。
	⑶　駐車ブレーキ	無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で、駐車ブレーキの効き具合を調べる。	効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
	⑷　爪及びロック部	①　爪の掛かり及び外れの状態を調べる。	①　確実に作動すること。
		②　爪及びロック部の亀裂及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
1.4.3 油圧装置	⑴　油圧モーター ⑵　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑶　圧力制御弁（ブレーキ弁に限る。） ⑷　方向制御弁（拡幅機構用に限る。） ⑸　油圧シリンダー（拡幅機構用に限る。）	この表の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
1.4.4 車体関係	⑴　下部架台フレーム及びブラケット（クローラフレームを含む。）	①　亀裂、変形及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　昇降設備	この表の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ビーム及びロック（拡幅機構用のものに限る。）	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		②　ロックの着脱状態を調べる。	②　正常であること。

1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
1.5.1 動力伝達装置	⑴　クラッチ	①　アイドリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。	①　異音がなく、かつ、クラッチが完全に切れること。
		②　クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。	②　滑りがなく、かつ、接続が円滑であること。
	⑵　クラッチペダル ⑶　マスターシリンダー	この表の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　パワーシリンダー	シリンダーに圧力をかけた状態で放置し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	⑸　トルクコンバーター ⑹　トランスミッション	この表の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	